一の七一、一の七二、二の一、二の二一、五〇八の一から五〇八の三まで、五〇九、五一〇、五二一、岡部字四ツ石二の一、二の六、三の一、渡利字浜見山一五、一六、一七の一、一八から二五まで、大笹生字銀山二七の八、二七の一〇、二七の一一、二七の一三から二七の一八まで、二七の二〇、字片平一から五まで、六の一から六の三一まで、六の三六、七、八、一〇の一、一〇の二、一一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八の二、字阿部割沢三（次の図に示す部分に限る。）、字四ツ石三の一、字浜見山二〇から二五まで、字銀山二七の一一、字片平二から四まで、七、八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡矢祭町大字東舘字南沢五五の二、五五の三、五六、五六の二、五六の三、大字山下字太鼓堂一の一、一の二、大字中石井字小野沢三二二の二、三二四、三二五、三二六の二、三二六の三、三二七の二、三二七の三、三三六の二、三三七の二、三三八、三四三、三四四の二、三四五の二、三四八から三五一まで、大字下石井字沼畑一八〇、二一七の二、三一一から三一七まで、三一八の一から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三二〇の一、三三一の四、三三三の一、三四四、三四五、三九〇の一、字前ヶ作一六、一七、一八の一、六七の一、六八から七三まで、字仲二〇八、二〇九、二一八、二二〇、三一八から三二〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道夕張市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二の一から二〇五二の一〇まで、字入奥澤二〇七三、二〇七六、二〇八八の一から二〇八八の八まで、二〇九一の一から二〇九一の五まで、二〇九四の一、二〇九四の二、二一〇三、字ぼうず谷二一四九の一、二一四九の二、二一五一の一から二一五一の七まで、二一五四の一から二一五四の八まで、二一五九の一、二一五九の二、字中ノ谷二一九〇、二一九一の一、二一九一の二、二一九二の一から二一九二の五まで、二一九三、二二一一の一、二二一一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）